

お知らせ

不動産取得税(県税)について

不動産取得税は、土地や家屋を取得したときに一度だけ課税される県の税金です。納税通知書が届きましたら、銀行、郵便局のほか、コンビニエンスストアなどで納めてください。

なお、一定の要件を満たす住宅や住宅用土地を取得したときには、申告をすると不動産取得税が軽減される場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

◆問合せ先

下北地域県民局県税部課税課  
☎22-8581(内線208)

肺がん、中皮腫など石綿関連疾病に罹った方への補償・救済のお知らせ

石綿(アスベスト)を吸い込むことにより発症する疾病には、肺がん、中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水など呼吸器系疾病が多く、その潜伏期間は石綿を吸ってから30年以上と非常に長いことが特徴です。

これらの呼吸器系疾病が石綿を吸ったことが原因であると認定された方には、国が運営する労災保険制度もしくは石綿健康被害救済制度から各種給付を受けることができます。

もし、みなさんのご家族の中で、仕事で石綿を取扱い、また吸ったことがあり、肺がん、中皮腫等の呼吸器系疾病に罹った方、もしくは亡くなられた方がおられましたら、青森労働局労災補償課、またはお近くの労働基準監督署へご相談ください。

◆問合せ先

青森労働局労災補償課  
☎0175-734-4115

『全国一斉 B型肝炎訴訟 無料電話相談会』

〈B型肝炎訴訟とは?〉

幼少時の集団予防接種によりB型肝炎に感染したと認められる患者に対し病態に応じて50万円〜3600万円の給付金等が支払われる制度です。

ただし、給付を受けるためには、国を相手に訴訟をして証拠に基づき救済要件に該当することを確認したうえで国と和解等をする必要があります。

◆日時 2021年1月23日(土)

10時〜18時

◆内容

B型肝炎被害対策東北弁護士団が、B型肝炎訴訟について、弁護士による無料電話相談を行います。(通話料はかかりません)

◆対象

B型肝炎患者又はそのご家族(患者が亡くなったしている場合は、その相続人)

◆電話相談の番号

☎022-721-3072  
☎022-721-3073

予約不要です。電話相談会日時に直接お電話下さい。

◆無料電話相談会についての問合せ先

B型肝炎被害対策東北弁護士団事務局(小野寺友宏法律事務所内)  
☎0120-76-0152

「観光に対する住民意識調査」アンケートご協力をお願い

『一般社団法人しもきたTABあしすと』では、観光を通じて下北地域の活性化に取り組んでいます。今後、住民の皆様にも喜ばれる観光事業に取り組むため、「観光に対する住民意識調査」(アンケート)を実施します。

下北半島を観光で盛り上げていくため、是非ご意見をお聞かせください!

ご回答いただいた方の中から抽選で5名様に豪華景品をプレゼントいたします!

◆アンケート画面URL

<https://forms.gle/mJl84WAKE>  
HoAJobt6



QRコード

◆回答期限

令和3年3月15日まで

◆お願い・ご注意

- ・回答はひとりにつき1回のみに
- ・いただいた回答は、個別に利用・公表されることはございません
- ・入力いただくメールアドレスは、プレゼント当選者へご連絡の他、当団体が企画するイベントやお得なキャンペーン等のご案内に使用する場合がります。

◆問合せ先

しもきたTABあしすと  
☎0175-31-1270

蜜蜂を飼育されている方へ

〈蜜蜂の飼育届について〉

養蜂振興法の改正により、平成25年から、趣味で蜜蜂を飼育する場合でも飼育届の提出が必要になりました。

蜜蜂を飼育されている方は、所定の様式に必要な事項を記載の上、令和3年1月29日(金)までに、住所地の地域県民局畜産担当課に提出して下さい。(手数料はかかりません)

※飼育届用紙は、青森県ホームページでダウンロードできるほか、地域県民局畜産担当課で配布します。

また、令和2年中に飼育届を提出された方については、地域県民局から直接用紙を郵送します。

※花粉交配用のために、蜜蜂を一時的に飼育されている方の飼育届の提出は不要です。ただし、長期間にわたって(花粉交配時期以外も)飼育する場合は届出が必要です。

詳しくは、青森県ホームページ「蜜蜂飼育届の義務について」を参照、又は下北地域県民局地域農林水産部畜産課までお問い合わせ下さい。

◆問合せ先

下北地域県民局地域農林水産部畜産課  
☎22-8581 内線242